

名寄警察署からのお知らせ（3月）

1 令和4年度（第1回）北海道警察官採用試験に向けた採用募集活動の推進 北海道警察官募集中「やりがいも魅力もでっかいどう」

(1) 試験概要

ア 受付期間

令和4年3月1日から4月1日までの間

イ 第一次試験日

令和4年5月8日

ウ 第二次試験日

令和4年6月上旬から6月下旬

エ 採用予定人数

200名程度 男性A区分 115名程度、男性B区分 35名程度
女性A区分 35名程度、女性B区分 15名程度

オ 受験資格

【学歴】 A区分～学校教育法による大学（短期大学を除く。）等を卒業した者
（令和5年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

※ 高度専門士の称号を取得又は令和5年3月末日までに取得見
込みの者を含む

B区分～A区分以外の者（学校教育法による高等学校在学中の者を除く。）

【年齢】 平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

（令和5年4月1日現在で18歳以上33歳未満）

(2) アピールポイント

ア 「あなたの個性や特技を生かせるフィールドがあります」

警察官の仕事は交番勤務や犯罪捜査、防犯活動、交通指導取締、災害救助等多岐に
渡ります。

きっとあなたの興味のある仕事や、個性・特技を生かせるフィールドがあります。

イ 「仕事も私生活も充実させたい、その思いをかなえます」

北海道警察は仕事のやりがいはもちろん、私生活の充実も大切にする組織です。

休暇や給料、育児や介護との両立等、私生活も充実させたい方にとって魅力あふれ
る組織です。

ウ 「受験しない理由が見つからない」

悪は許せない、やりがいを持って仕事がしたい、大好きな北海道で働きたい、働き
ながら自分の成長を感じたい、そんな熱い思いを持っているあなた。

北海道警察を受験しない理由はありません。

エ 「まずは北海道警察について知ろう」

北海道警察では、WEBや対面型など、各種説明会を開催しています。

まずは説明会に参加して、リアルな道警を知ることから始めましょう。

説明会の案内は、北海道警察ホームページや採用センターのSNSを御覧ください。

2 進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化 さしのべる 手のぬくもりを どの子にも

(1) 少年向け

ア 万引きは犯罪！

- 万引きをするほか、万引きの見張りや命令も犯罪になります。
- 盗んだ物を買うことや、もらうことも犯罪になります。

イ お酒やたばこは20歳になってから

- 20歳未満の飲酒や喫煙は、心身への悪影響が大きいので禁止されています。
- お酒やたばこは非行の入り口とも言われています。
- お酒やたばこを勧められてもきっぱりと断りましょう。

ウ 大麻は脳に影響を与える違法な薬物です！

- 「身体に害がない」など間違った情報に流されず、正しい知識を持ちましょう。
- 大麻の使用を誘われたら、最初にきっぱり断ることが大切です。
- 断りづらいときは、その場から離れましょう。

エ 特殊詐欺に加担しない！軽はずみな行動が重大な犯罪に！

- 「受け子」「出し子」は犯罪です。
- SNSで募集されている高額アルバイトは危険です。
- 現金や書類を受け取ったり、ATMから現金を引き出したりするバイトは、特殊詐欺の可能性があります。

オ インターネットの世界は危険がいっぱい！

- SNSの利用をきっかけとした犯罪被害が増えています。
- インターネットは、相手の名前や顔が分からない分、恐ろしい犯罪や罠が潜んでいます。
- インターネット上で知り合った人が、「会いたい」「写真を送ってほしい」と言ってきた時は、すぐに家族に相談しましょう。
- 自分自身を守るための3つの約束
 - ① 出会いを求める内容を書き込まない！
 - ② 個人情報や写真は掲載しない！
 - ③ ネット上で知り合った相手とは会わない！

(2) 保護者向け

ア 非行防止は家庭から！

- 家庭は最も身近な社会です。
社会のルールやマナーを守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。
- インターネットの利用に起因して、犯罪被害に遭う事案が後を絶ちません。
家庭でのルールづくりや情報モラルについて家族で話し合しましょう。
- 大麻の乱用で検挙される子供が増えています。
大麻は「身体に害がない」「依存性がない」などという誤った情報が流れているので、脳に影響を与える違法な薬物であることを教えてあげましょう。
- 特殊詐欺で検挙される子供が増えています。
急に金遣いが荒くなった、最近付き合う友人が変わったなど子供の様子がおかしいと感じたら警察に相談してください。

イ こんな兆候は要注意です。悩んだら警察に相談を！

- 行き先を言わず外出したり、帰宅時間が不規則になり、夜遊びや外泊が多くなった。
- 親に隠れて長時間携帯電話を利用したり、知らない人からメールが届くようになった。

ウ フィルタリングで有害サイトをブロック！

- フィルタリングは、年齢に応じ、サイトやアプリの許可・制限などができます。

- 子供が使用するスマートフォンを購入する際は、販売店でフィルタリングの設定をしてもらいましょう。

3 銃刀法の一部を改正する法律の施行に伴う広報活動の推進及びクロスボウ等の引取りの強化 クロスボウ、無償回収しています

クロスボウが使用された凶悪事件が相次いで発生したことを受け、令和4年3月15日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が施行されます。

これにより、改正法の施行日以降、クロスボウの所持が原則禁止され、許可制となります。

改正法の施行前に所持しているクロスボウに限り、施行日から令和4年9月14日までは、

- ① 所持許可の申請をする
- ② 廃棄する
- ③ 適法に所持することができる方に譲り渡す

措置を執るため、所持し続けることができます。

しかし、いずれの措置も執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となり、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

クロスボウを廃棄する場合、最寄りの警察署に直接持ち込みいただければ、無償で引取りします。

4 融雪期の事故の防止

日々の雪かき 安全第一

(1) 適切な時期の氷雪下ろし

屋根からの氷雪落下による事故が発生しています。

氷雪が屋根からせり出している軒下などは、危険ですので近づかないようにしましょう。

道路に面している建物を管理している方は、適切な時期の氷雪下ろしと、氷雪が落下する危険がある場所については、看板やロープ等により、歩行者に注意を促しましょう。

(2) 複数による安全を確保した氷雪下ろし

屋根の氷雪下ろし中に、はしごや屋根から転落する事故も発生しています。

作業するときは、補助者を置くなど複数で行うとともに、命綱や安全帯を装着するなど万全の措置を講じ、自身の安全を確保しましょう。

(3) 除雪機による作業中の安全確保

除雪機による除雪作業中に、衣類を巻き込まれたり、下敷きになるなどの事故も発生しています。

除雪作業時は、作業に適した服装を着用し、エンジンを掛けたまま雪詰まりを取り除くなどの作業は絶対にやめましょう。

5 サイバー空間の脅威に立ち向かう社会全体のセキュリティ意識の向上

Cybersecurity for All

～ 誰も取り残さないサイバーセキュリティ ～

政府では、毎年2月1日から3月18日までの期間を「サイバーセキュリティ月間」としており、道警察においても、同期間中、サイバーセキュリティに関する普及啓発活動を集中的に推進しています。

近年、スマートフォンの普及等におけるインターネット利用者の増加傾向に伴い、ネットバンキングに係る不正送金事案や、偽サイトに係るフィッシング詐欺事案、ランサムウェア等の不正プログラム事案等、国民生活を脅かすサイバー犯罪の危険性が社会全体で大きく取り上げられています。

サイバー犯罪の被害に遭わないように、次の対策を実施しましょう。

- IDやパスワードは、自分自身でしっかり管理する
- パソコンやスマートフォンには、ウイルス対策ソフトをインストールする
- パソコンの基本ソフト（OS）やウイルス対策ソフトは常に最新の状態にしておく
- 身に覚えのないメールの添付ファイルやURLは開かない
- 不必要なアプリや信頼のおけないサイトからソフトウェアをダウンロードしない
- 定期的にバックアップデータを保存する
- オンラインショップでの買物では、そのサイトが本物かどうかよく確認する

サイバーセキュリティは、一つの対策を講じれば大丈夫という訳ではありません。複数の対策を併用して、インターネットを安全に利用しましょう。